





(イ) 第一号様式 (用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とし、中央点線の所から二つ折りとする。) (第五条関係)

(表面)

第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

2 (略)

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第四条第二項の規定による命令に違反した者
- 三 五 (略)

植物防疫官証  
(植物防疫法第五条第一項の規定による証票)

(裏面)

第 号 年 月 日 交付

植物防疫官

農林水産省印

官 氏 氏 氏  
職 名 名 名  
生 年 月 日

写真

植物防疫法(抄)

第三条 この法律に規定する検査又は防除に従事させるため、農林水産省に植物防疫官を置く。

2・3 (略)

第四条 植物防疫官は、有害動物又は有害植物が附着しているおそれがある植物又は容器包装があると認めるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船車又は航空機に立ち入り、当該植物及び容器包装等を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該植物又は容器包装を無償で集取することができる。

2 前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認められた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、植物防疫官は、当該植物、容器包装、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船車又は航空機を所有し、又は管理する者に対し、その消毒を命ずることができ

3・4 (略)

(口)  
(表面)

植物防疫員証  
(植物防疫法第五条第一項の規定による証票)

(裏面)

第 号 年 月 日 交付

写 真

植 物 防 疫 員

農 林 水  
産 省 印

所 氏  
名 属  
生 年 月 日

植物防疫法 (抄)

第三条 (略)

2 植物防疫官が行う検疫又は防除の事務を補助させるため、農林水産省に植物防疫員を置くことができる。

3 (略)

第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 (略)

附 則

第一條 この省令は、平成十九年四月十二日から施行する。ただし、第二十四條第一項第二号の改正規定及び別記第一号様式の改正規定は公布の日から、別表一（の改正規定）同表八の項地域の欄の改正規定中、「ブラジル」を削る部分を除く。）は平成二十年四月十二日から施行する。

第二條 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の植物防疫法施行規則第一号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則別記第二号様式によるものとする。

第三條 この省令の施行の際現にある旧様式により調整した用紙は、この省令の施行後においてもこの間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第二十二号  
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第三十九号）第九條の二第一項及び第三十二條の施行期日並びに同法を実施するため、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十九年三月二十日  
農林水産大臣 杉岡 利雄

家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令  
家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。  
第十三條の二ただし書中「（イ）登録法」を「（イ）登録法」及び「（ロ）登録法」を「第十四條第一項、第十五條及び第七号の（第 号）」を「（第 号又は記号）」と改め、同條第三号の（イ）を「（イ）登録法」及び「（ロ）登録法」と改め、

6 (番号又は記号)の欄には、家畜人工授精用精液を収めた容器を識別することができる番号又は記号を記載することができる。  
別記様式第七号の二を次のように改める。  
その二(家畜体内受精用精液証明書の裏)

譲渡者		経 由		譲 受 者	
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日		譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日			
(参考) 注入又は体外授精記録					
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名		(県) 第 号		印	
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称					
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した雌畜の名称					
家畜登録機関名及び登録番号					
注入又は体外授精をした年月日					

備考 譲渡・経由の確認の表中の「譲渡をした年月日」には施設から出した年月日を、「譲受けをした年月日」には施設に入れた年月日を、それぞれ記載する。

別記様式第七号の二の一中 第 号(第 号又は記号)と改め、同欄を次のように加える。

5 (番号又は記号)の欄には、家畜体内受精用精液を収めた容器を識別することができる番号又は記号を記載することができる。  
別記様式第七号の二を次のように改める。  
その二(家畜体内受精用精液証明書の裏)

譲渡者		経 由		譲 受 者	
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日		譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日			
(参考) 移植記録					
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名		(県) 第 号		印	
移植を受けた雌畜の飼養者の氏名又は名称					
移植を受けた雌畜の名称					
家畜登録機関名及び登録番号					
品 種					
毛色及び特徴					
移植年月日					

備考 譲渡・経由の確認の表中の「譲渡をした年月日」には施設から出した年月日を、「譲受けをした年月日」には施設に入れた年月日を、それぞれ記載する。